

愛媛県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領

第1 趣 旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」または「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法ならびに「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」（以下「県指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の申請者

実施計画を作成することができる者は、愛媛県内において同意基本計画を作成した市町の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農業者であって、当該計画を作成して認定を受けることを希望する者とする。

第3 実施計画の申請方法等

1 実施計画の認定を受けようとする申請者は、別記様式第3-1号または第4号による申請書に、実施計画（別記様式第1-1号または第2号）とその他必要な書類を添付し、当該申請に係る農地の所在地を所管する地方局農業振興課を経由して、知事に提出するものとする。

また、同じ品目や取組を行う各申請者が一体となり、1つの計画を団体で申請する場合（特定環境負荷低減事業活動を除く）は、別記様式第3-2号による団体用申請書に、団体用実施計画（別記様式第1-2号）とその他必要な書類を添付して当該申請に係る農地の所在地を所管する地方局農業振興課を経由して、知事に提出するものとする。なお、団体の基準は（別紙団体規定）のとおりとする。

提出にあたっては、電子メールでの提出を可能とする。申請書を受理した地方局は、内容確認書（別記様式第16号）を付して知事に提出するものとする。

2 実施計画の申請書の各機関への提出期日は、次のとおりとする。

- （1）地方局への提出期日は、偶数月の1日までとする。
- （2）農産園芸課への提出期日は、偶数月の10日までとする。

第4 実施計画の作成指導等

地方局は、実施計画を作成しようとする農業者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。また、認定後も実施計画の達成を促進するため、市町、農業協同組合等関係機関・団体と連携して、技術・経営に関する指導に努めるものとする。

第5 実施計画の認定審査等

1 知事は、実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び県指針に従い審査を行うものとする。

2 実施計画の認定並びに定着促進の円滑化を図るため、別に定めるところにより審査班を設置し、申請のあった実施計画の内容の適合性を審査する。

3 知事は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第5号または第7号と別記様式第17号「みどり認定書」、関係市町長に対し別記様式第6号または第8号により、農林水産大臣に対し別記様式第9号（法第21条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る）により、それぞれ通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第10号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

- 4 認定農業者は、次の場合、みどり認定書再交付申請書（別記様式第 18 号）により「みどり認定書」の再交付を知事に申請することができる。
 - （１）認定書を紛失、汚損又は破損したとき。
 - （２）認定書に記載されている氏名又は住所を変更したとき。

第 6 実施計画の変更

- 1 認定農業者が、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、別記様式第 11-1 号の申請書を知事に提出するものとする。変更申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第 12-1 号）、その他必要書類を添付するものとする。

また認定団体が、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、別記様式第 11-2 号の申請書を知事に提出するものとする。変更申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第 12-2 号）、その他必要書類を添付するものとする。
- 2 認定農業者が、認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 13-1 号により、知事に届け出るものとする。

認定団体が、認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 13-2 号により、知事に届け出るものとする。
- 3 実施計画の変更手続き等に当たっては、前項 1、2 に定めるもののほか、第 3、第 4、第 5 の規定に準じて行うものとする。

第 7 認定計画の認定の取消し等

- 1 知事は、認定を受けた実施計画（第 5 の規定による変更の認定または第 6 の規定による変更の届出があった時は、その変更後のもの）に従って環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認められる場合には、法第 20 条第 3 項または第 22 条第 3 項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項のほか、認定時において申請者からの詐術その他により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、必要に応じ、認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、認定を取り消した場合には、別記様式第 14 号により、認定の取消しの対象となる農業者に通知するものとする。

第 8 報告徴収

- 1 知事は認定を受けた者に対し、必要に応じて認定計画の達成状況等について報告を求める。
- 2 報告を求められた認定農業者または認定団体は、実施計画実施状況報告書（別記様式第 15-1 または 15-2 号）を、地方局農業振興課を経由して知事に提出するものとする。

第 9 実施計画の再認定

- 1 認定実施計画を全うした認定農業者が、同じ作物で再び認定（以下「再認定」という。）を受けようとするときは、第 3 で定める実施計画認定申請書及び実施計画を作成し、知事に提出するものとする。その際、第 8 で定める実施状況報告書を添付するものとする。
- 2 再認定の手続き等に当たっては、前項に定めるもののほか、第 4、第 5 の規定に準じて行うものとする。

第 10 認定者の呼称

知事から実施計画の認定を受けた者を「みどり認定者」と呼ぶことができる。

また、法第 2 条第 4 項第 1 号に規定された活動（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動：第 1 号活動）の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼ぶことができる。

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定に関し必要な事項については、知事が別に定め

るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

(愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領の廃止)

愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領(以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

この要領の施行の際現に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和 4 年法律第 37 号)附則第 2 条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律 110 号)第 5 条第 1 項に規定する認定農業者であるものについては、同条第 2 項に規定する認定導入計画を実施する間は、この要領の規定は適用せず、旧要領の規定によるものとする。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

--

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 農業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注 1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

（1）農業経営の概況

--

注1 現状の経営概況（経営面積、飼養頭羽数、生産量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

注2 経営面積は、借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。

（2）生産方式導入計画

			現状	目標 (5 年後)	備考
生産方式導入作物		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
小 計		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
その他作物面積			a	a	
合計面積			a	a	

注1 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の面積を記入すること。なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を記入し、取組面積の上段に延べ面積を記載すること。

2 「その他作物」には、生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 面積には借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。

4 備考欄には、農地の所在する市町村名を記入すること。

(3) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(4) 環境負荷低減事業活動の推進方向

- 注 1 環境負荷低減事業活動に係る農業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(5) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(6) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

1) 土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合【活動類型 a】

(法第2条第4項第1号活動)

作物 (作型)	実施内容等	現状	目標 (5年後)
導入する生産方式の内容	【有機質資材施用技術】 (施用量 (t/10a) 、窒素投入量 (kgN/10a))	(t/10a) (kgN/10a)	(t/10a) (kgN/10a)
	【化学肥料低減技術】 (1 作当たりの化学肥料由来の窒素成分量)	(※1 kgN/10a)	(※2 kgN/10a)
	【化学農薬低減技術】 (1 作あたりの化学農薬成分使用回数)	(※3 回)	(※4 回)
	収 量	kg	kg
	反 収	kg/10a	kg/10a

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」（令和5年3月策定、以下「指針」という。）に規定する技術をいう。
- 「導入する生産方式の内容」は、環境負荷低減事業活動の具体的な取り組み内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
- 「有機質資材施用技術」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、堆肥等の資材名、施用量（t/10a）、窒素投入量（kgN/10a）、C/N比等）を記載すること。
- 「化学肥料低減技術」は、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式1に施用する肥料等を記入するとともに、1作当たりの化学肥料由来の窒素成分量（kgN/10a）を算出し、(※1) (※2)に記入すること。
- 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式2に使用する化学農薬等を記入するとともに、1作当たりの化学農薬の成分使用回数(回)を算出し、(※3) (※4)に記入すること。
- 「収量」は、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

2) 上記以外の活動類型の場合【活動類型 b～h】

(法第2条第4項第2号活動・第3号活動)

作物 (類型)	実施内容等	資材の使用量等	
		現状	目標 (5年後)
()			
	収 量	kg	kg

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットb～hを記載すること。

3 「導入する生産方式の内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載し、「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

4 類型cの取組については、類型aの注5及び6に従って記載すること。

5 類型hの取組については、類型aの注5及び6に従って記載するとともに、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

6 「収量」は、「現状」に過去5年間ににおける収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

7 類型d、eの取組については、「作物(類型)」を「畜種(類型)」、「収量」を「生産量」へ書き換えて記載すること。

(7) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費(生産コスト)		
エ：所得(イーウ)		

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農業経営の全体で記載すること。

2 「ア：経営規模」には、農業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。

3 「エ：所得」には、農業の所得(法人その他の団体にあっては営業利益)の現状値及び目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(8) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注1 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要な設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□ 悪臭及び害虫の発生防止

耕種農家は、堆肥施用や残渣処理等に伴う臭いや虫の発生の低減に努める。

畜産農家は、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎におけ

る家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

- 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- 生物多様性への悪影響の防止
農業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

7 その他特記事項

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

8 個人情報の取り扱いに関する同意

私は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく実施計画の認定を受けるために提出した個人情報を、以下により提供することについて同意します。

- 1 提供の目的：認定農業者に対する支援
- 2 提供先：農地を管轄する市町長
- 3 提供する個人情報：事業実施計画書及び添付書類、認定結果、認定番号

※目的等をよくお読みの上、確認欄に☑を記入して下さい。→

確認欄 ☐

(添付書類)

- 1 環境負荷低減活動に取り組む圃場の位置を判別することができる地図（各圃場で栽培する作物名が分かるもの）
- 2 関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。
 - 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

--

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2③に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
① 団体名：	
② 団体代表者の役職と氏名	：
③ 団体の所在地	：
④ 担当者の所属、役職と氏名：	
⑤ 連絡先	
・ 電話番号	：
・ E-mailアドレス	：
申請者（団体に所属し活動を実施する者）	
別添 1 のとおり	
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種：	☐ 農業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 別添1を添付すること

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 団体の概況

--

注1 現状の団体の各申請者数や作付面積合計、収穫量等や経営類型（主な品目や作型等）について簡潔に記載すること。

(2) 生産方式導入計画（各申請者の合計面積を記入）

			現状	目標 (5 年後)	備考
生産方式導入作物		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
小 計		導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
その他作物面積			a	a	
合計面積			a	a	

注1 記入欄が足りない場合は、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「導入面積」には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、「全作付面積」には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の面積を記入すること。なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を記入し、延べ面積を記載すること。

3 「その他作物」には、生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

4 面積には借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。

5 備考欄には、各申請者の農地の所在する市町名を記入すること。

6 各申請者のデータ一覧として別添2を添付のこと

(3) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(4) 団体の環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注 1 環境負荷低減事業活動に係る農業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(5) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(6) 団体の環境負荷低減事業活動の内容及び目標

1) 土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合【活動類型 a】

(法第2条第4項第1号活動)

作物 (作型)	団体の実施内容方針		団体の現状	団体の目標 (5 年後)
	導入する生産方式の内容	【有機質資材施用技術】 (施用量 (t/10a) 、窒素投入量 (kgN/10a))	(t/10a) (kgN/10a)	(t/10a) (kgN/10a)
		【化学肥料低減技術】 (1 作当たりの化学肥料由来の窒素成分量)	(※ 1 kgN/10a)	(※ 2 kgN/10a)
		【化学農薬低減技術】 (1 作当たりの化学農薬成分使用回数)	(※ 3 回)	(※ 4 回)
		各申請者の合計収量 (t)		

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 団体の栽培基準となる栽培指針等の現状と目標を記載し、栽培指針等を添付すること。

3 各申請者の現状と目標については、別添3に記載し、添付すること。

4 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」（令和5年3月策定、以下「指針」という。）に規定する技術をいう。

5 「導入する生産方式の内容」は、環境負荷低減事業活動の具体的な取り組み内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。

6 「有機質資材施用技術」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、堆肥等の資材名、施用量（t/10a）、窒素投入量（kgN/10a）、C/N比等）を記載すること。

7 「化学肥料低減技術」は、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式1に施用する肥料等を記入するとともに、1作当たりの化学肥料由来の窒素成分量（kgN/10a）を算出し、（※1）（※2）に記入すること。

8 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式2に使用する化学農薬等を記入するとともに、1作当たりの化学農薬の成分使用回数(回)を算出し、（※3）（※4）に記入すること。

9 各申請者の合計収量は、別添2にある各申請者の収量の現状と目標の合計を記載のこと。

10 各申請者の土壌診断結果を添付すること。

2) 上記以外の活動類型の場合【活動類型 b～h】

(法第2条第4項第2号活動・第3号活動)

品目 (類型)	実施内容等	資材の使用量等	
		現状	目標 (5年後)
()			
	各申請者の合計収量 (t)		

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 団体の実施内容等について上記の表に記載のこと。また、団体の実施方針が分かる資料を添付すること。

3 「類型」には3(3)で選択した類型のアルファベット b～h を記載すること。

4 各申請者の実施内容等を別添5に記載し、添付すること。

5 「導入する生産方式の内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載し、「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

6 類型 c の取組については、類型 a の注5及び6に従って記載すること。

7 類型 h の取組については、類型 a の注5及び6に従って記載するとともに、各申請者の土壌診断結果を添付すること。

8 各申請者の合計収量は、別添2にある各申請者の収量の現状と目標の合計を記載のこと。

9 類型 d、e の取組については、「作物(類型)」を「畜種(類型)」、「収量」を「生産量」へ書き換えて記載すること。

(7) 経営の持続性の確保に関する事項(各申請者の合計を記入)

申請者の合計	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費(生産コスト)		
エ：所得(イーウ)		

注1 各申請者のデータを別添4に記載し、添付すること。

2 上記の表に各申請者の現状と目標の数値合計を記載すること。

3 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

(8) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

該当する申請者、関連措置実施者がいれば別添6に記載し、添付すること

5 特例措置の活用に関する事項

該当する申請者、関連措置実施者がいれば別添7に記載し、添付すること

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□ 悪臭及び害虫の発生防止

耕種農家は、堆肥施用や残渣処理等に伴う臭いや虫の発生の低減に努める。

畜産農家は、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

□ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物

についても利用や適正な処理に努める。

- 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- 生物多様性への悪影響の防止
農業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

7 その他特記事項

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

8 個人情報の取り扱いに関する同意

当団体は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく実施計画の認定を受けるために提出した団体の情報及び、個人情報の提供に同意した団体に所属する申請者の個人情報を、以下により提供することについて同意します。

- 1 提供の目的：認定農業者に対する支援
- 2 提供先：農地を管轄する市町長
- 3 提供する情報：事業実施計画書及び添付書類、認定結果、認定番号
※ただし個人情報の提供に同意しなかった申請者の個人情報は除く。

※目的等をよくお読みの上、確認欄に☑を記入して下さい。→

確認欄 ☐

(添付書類)

- 1 各申請者の団体申請用の個人様式（別添8）
 - 2 環境負荷低減活動に取り組む圃場がある地域を示した地図
 - 3 関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。
- 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

別添 1 (別記様式第 1 - 2 号関係)

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（新規・再認定・変更）団体申請者一覧表

1 申請者等の概要

番号	氏 名	年 齢	住 所	連絡先		認定の種類 (新規・ 再認定・ 変更)	備考	市町に 個人情報 提供 同意
				電話番号	E-mail (任意)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注 1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 各申請者ごとの番号は別添 1～8 で同じ番号を使用すること。

3 認定の種類欄には、新規、再認定、変更の別を記入すること。

4 再認定や変更の場合は、備考欄に認定番号を記入すること。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(新規・再認定・変更)団体申請者一覧表

環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

生産方式導入作物

生産方式導入計画

番号	氏名		現状(a)	目標(a)	備考	生産方式導入作物の収量(kg)	
						現状	目標
1		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
2		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
3		導入面積					
		全作付面積					
		その他の作付面積					
		合計面積					
4		導入面積					
		全作付面積					
		その他の作付面積					
		合計面積					
5		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
6		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
7		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
8		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
9		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
10		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					
申請者 合計		導入面積					
		全作付面積					
		その他作物面積					
		合計面積					

注1 記入欄が足りない場合は、欄を繰返し設けて記載すること。

注2 導入面積には、生産方式を導入する面積を記入し、全作付面積は当該作物の作付面積を記入すること。
なお、複数作型を有する作物については、対象となる作型を備考欄に記入し、のべ面積を記入すること。

注3 「その他作物面積」には、生産方式導入作物以外で栽培している作物の合計面積を記載すること。

注4 面積には借入地面積及び受託地面積を含めて記入すること。

注5 住所と違う市町に圃場がある場合は、農地の所在する市町名を備考欄に記入すること。

環境負荷低減事業活動の内容及び目標

土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合（活動類型a：第1号活動）

生産方式導入作物

注1 資材の種類は、牛糞や鶏糞、ナギナタガヤやクローバー等の有機質資材名を記入すること。

注2 実施内容（導入する生産方式）は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に規定する技術をいう。

注3 1作あたりの化学肥料の窒素成分量は、1作に施用する肥料施用量（kg）に肥料の化学窒素成分率（%）をかけて、10a換算する。
有機由来窒素量は含まないようにする。

注4 1作あたりの化学農薬成分使用回数は、1作で散布した化学農薬成分数の合計を記入すること。
2成分を含む農薬を1回散布すると2でカウントする。

別添 4 (別紙様式第 1 - 2 号 3 (7) 関係)

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画 (新規・再認定・変更) 団体申請者一覧表

経営の持続性の確保に関する事項

(現状: ○年○月期

目標: ○年○月期)

番号	氏 名	区分	経営規模 (a)	人員 (人)	① 売上高 (円)	② 経営費 (円) (生産コスト)	③ 所得 (円) (① - ②)
1		現状					
		目標					
2		現状					
		目標					
3		現状					
		目標					
4		現状					
		目標					
5		現状					
		目標					
6		現状					
		目標					
7		現状					
		目標					
8		現状					
		目標					
9		現状					
		目標					
10		現状					
		目標					

注 1 記入欄が足りない場合は、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体を記入すること。

3 「経営規模」には、農業経営全体の経営面積や生産量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記入すること。

4 「所得」には、農業の所得 (法人その他の団体にあつては営業利益) の現状値及び目標値について記入すること。

5 ①、②、③に記載する数値は概数でも差し支えない。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（新規・再認定・変更）団体申請者一覧表

環境負荷低減事業活動の内容及び目標

活動類型aの以外の場合（環境負荷低減事業活動の活動類型b～h）

番号	氏 名	活動類型 (注2)	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量	
					現状	目標
1				(内容)		
2				(内容)		
3				(内容)		
4				(内容)		
5				(内容)		
6				(内容)		
7				(内容)		
8				(内容)		
9				(内容)		
10				(内容)		

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「類型」には、下記の【環境負荷低減事業活動の類型】のb～hから選択して記入すること。
3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記入すること。
4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記入すること。

- 【環境負荷低減事業活動の類型】
- ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
 - ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
 - ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
 - ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

別添 6 (別紙様式第 1 - 2 号 4 関係)

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（新規・再認定・変更）団体申請者一覧表

環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

番号	氏 名	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- 注 1 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表 2 に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表 3 に、それぞれ必要事項を記入すること。
- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表 1 及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記入すること。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（新規・再認定・変更）団体申請者一覧表

特例措置等の活用に関する事項

番号	氏 名	活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
1		日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
			林業・木材産業改善資金	☐	別表 2 県指定の認定申請書等
			畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 2
			食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
		みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2
2		日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
			畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 1
			畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 2
			食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
		みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2
3		日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
			畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 1
			畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 2
			食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
		みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2
4		日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
			畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 1
			畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 2
			食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
		みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2
5		日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
			畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 1
			畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5 - 2
			食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
		みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

団体申請内の番号	
認定の種類	

住 所
氏 名
電話番号
E-mail (任意)
年齢

申請団体である〇〇〇に、申請を委任します。

1 農業経営の概況

区分	経営規模 (a)	人員 (人)	① 売上高 (円)	② 経営費 (円) (生産コスト)	③ 所得 (円) (① - ②)
現状					
目標					

注 農業経営全体について記入し、経営規模は借入地面積及び受託地面積も含めること。

2 環境負荷低減事業活動の実施方向

生産方式導入作物	
----------	--

	現状 (a)	目標 (a)	備考
導入面積			
全作付面積			
その他作物面積			
合計面積			

- 注 1 導入面積には、生産方式を導入する面積を記入し、全作付面積は当該作物の作付面積を記入すること。
 なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を備考欄に記入し、のべ面積を記入すること。
 2 「その他作物面積」には、生産方式導入作物以外で栽培している作物の合計面積を記載すること。
 3 面積には借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。
 4 住所と違う市町に圃場がある場合は、農地の所在する市町名を備考欄に記入すること。

生産方式導入作物の収量 (kg)	
現状	目標

注 現状は生産方式導入作物の全作付面積における過去5年間の平均収量、目標は生産方式の導入による収量目標を記入すること

生産方式の内容					
技術の区分	資材の種類	資材の使用量		実施内容(導入する生産方式)	
		現状	目標	現状	目標
有機質資材施用技術	資材の種類				
	施用量 (kg/10a)				
	窒素投入量 (kgN/10a)				
化学肥料低減技術	1作あたりの化学肥料 の窒素成分量 (kgN/10a)				
化学農薬低減技術	1作あたりの化学農薬 成分使用回数 (回)				

- 注 1 資材の種類は、牛糞や鶏糞、ナギナタガヤやクローバー等の有機質資材名を記入すること。
 施用量は有機質資材の施用量を10a換算したもの、窒素投入量は、有機質資材の窒素成分量に施用量をかけたもの。
 2 実施内容（導入する生産方式）は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に規定する技術をいう。
 3 1作あたりの化学肥料の窒素成分量は、1作に施用する肥料施用量（kg）に肥料の化学窒素成分率（%）をかけて、10a換算する。
 有機由来窒素量は含まないようにする。
 4 1作あたりの化学農薬成分使用回数は、1作で散布した化学農薬成分数の合計を記入すること。
 2成分を含む農薬を1回散布すると2でカウントする。

3 その他特記事項

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

4 個人情報の取り扱いに関する同意

私は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく実施計画の認定を受けるために提出した個人情報を、以下により提供することについて同意します。

- 1 提供の目的：認定農林漁業者に対する支援
- 2 提供先：農地を管轄する市町長
- 3 提供する個人情報：事業実施計画書及び添付書類、認定結果、認定番号

※目的等をよくお読みの上、確認欄に☑を記入して下さい。 →

確認欄 ☐

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫 等の資金の 貸付資格の認定を 必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－2
	食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

- 注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。
2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。
3 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

(別表 2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～エ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：畜産経営環境調和推進資金

ウ：食品流通改善資金

エ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

(別表3)

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型		1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()		
②の合計		
③堆肥製造量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- ☐ 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- ☐ 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- ☐ その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表 2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：
代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に關係する製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に關係する販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥販売量	t / 年	t / 年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に係る堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に係る量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別 表 2 に記載	別 表 2 に記載	
合計						

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 6)

食品等流通合理化事業に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック (レ) を付けること (複数選択可)。

【講ずる措置の類型】

- | | |
|---|---|
| ☐ 流通の効率化 (イ) | ☐ 品質管理及び衛生管理の高度化 (ロ) |
| ☐ 情報通信技術その他の技術の利用 (ハ) | ☐ 国内外の需要への対応 (ニ) |
| ☐ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置 (ホ) | |

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始 (開設) 年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

別表 2 に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表6－1
食品等生産販売提携型施設		別表6－2
卸売市場機能高度化型施設		別表6－3

(別表 6 - 1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	
計							

注 1 環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	

注 1 安定的な取引関係を確立する農業者が、別表 2 に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

- 2 「農業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農業者が実施する、農業用生産施設（種
苗施設、農業用生産機械、農産物貯蔵施設等）の整備、農業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農産物
集出荷施設、農産物調製処理加工施設、農産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農
業関連法人への共同出資又は農業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営
業権等）の取得を記載すること。
- 3 「農業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農業関連法人への共同出資を記載した
場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、
その内容）等を記載すること。

(別表 6－2)

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	
計							

注 1 環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表 2 の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注 1 「施設の種類」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 6－3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

--

注 特定環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
① 氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
② 住所又は主たる事務所の所在地：	
③ 連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業	
申請者	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業	
関連措置実施者（法第21条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種： ☐ 農業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）	

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」は、該当するものにチェック（レ）を付けること。なお、「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に簡潔に記入すること。

3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農業経営の概況

--

注1 現状の経営概況（経営面積、飼養頭羽数、生産量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

注2 経営面積は、借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。

(2) 生産方式導入計画

			現状	目標 (5 年後)
生産方式導入作物		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
小 計		導入面積	a	a
		全作付面積	a	a
その他作物			a	a
合 計			a	a

注1 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の面積を記入すること。なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を記入し、取組面積の上段に延べ面積を記載すること。

2 「その他作物」には、生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 面積には借入地面積及び受託地面積を含めて記載すること。

4 備考欄には、農地の所在する市町村名を記入すること。

(3) 特定環境負荷低減事業活動の類型

☐	A. 有機農業の生産活動
☐	B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
☐	C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
└	☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
	☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	☐ e. 餌料等の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
	☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
	☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

2 C. の場合、当該取組が a. ～h. のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

(4) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

--

注1 特定環境負荷低減事業活動に係る農業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 ①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。

3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う特定環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(5) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(6) 特定環境負荷低減事業活動の内容及び目標

1) 土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合【活動類型Cのa】

(法第2条第4項第1号活動)

作物 (作型)	実施内容等	現状	目標 (5年後)
導入する生産方式の内容	【有機質資材施用技術】 (施用量 (t/10a) 、窒素投入量 (kgN/10a))	(t/10a) (kgN/10a)	(t/10a) (kgN/10a)
	【化学肥料低減技術】 (1作あたりの化学肥料由来の窒素成分量)	(※1 kgN/10a)	(※2 kgN/10a)
	【化学農薬低減技術】 (1作当たりの化学農薬成分使用回数)	(※3 回)	(※4 回)
	収 量	kg	kg
	反 収	kg/10a	kg/10a

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」（令和5年3月策定、以下「指針」という。）に規定する技術をいう。
- 「導入する生産方式の内容」は、環境負荷低減事業活動の具体的な取り組み内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
- 「有機質資材施用技術」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、堆肥等の資材名、施用量（t/10a）、窒素投入量（kgN/10a）、C/N比等）を記載すること。
- 「化学肥料低減技術」は、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式1に施用する肥料等を記入するとともに、1作当たりの化学肥料由来の窒素成分量（kgN/10a）を算出し、（※1）（※2）に記入すること。
- 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容を記入すること。また、参考様式2に使用する化学農薬等を記入するとともに、1作当たりの化学農薬の成分使用回数(回)を算出し、（※3）（※4）に記入すること。
- 「収量」は、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

2) 上記以外の活動類型の場合【活動類型 A、B、C の b～h】

(法第 2 条第 4 項第 2 号活動・第 3 号活動)

作物 (類型)	実施内容等	資材の使用量等	
		現状	目標 (5 年後)
()			
	収 量	kg	kg

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には 3 (2) で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「導入する生産方式の内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載し、「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1 作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。
 4 類型 c の取組については、類型 a の注 5 及び 6 に従って記載すること。
 5 類型 h の取組については、類型 a の注 5 及び 6 に従って記載するとともに、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。
 6 「収量」は、「現状」に過去 5 年間ににおける収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
 7 類型 d、e の取組については、「作物 (類型)」を「畜種 (類型)」、「収量」を「生産量」へ書き換えて記載すること。

(7) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注 1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農業経営の全体で記載すること。
 2 「ア：経営規模」には、農業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 3 「エ：所得」には、農業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(8) 特定環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注 1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動に必要な設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

3 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□ 悪臭及び害虫の発生防止

耕種農家は、堆肥施用や残渣処理等に伴う臭いや虫の発生の低減に努める。

畜産農家は、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する

取組を励行する。

- 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- 生物多様性への悪影響の防止
農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

(添付書類)

- 1 環境負荷低減活動に取り組む圃場の位置を判別することができる地図（各圃場で栽培する作物名が分かるもの）
- 2 申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。
 - 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - 関連措置実施者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面
 - 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－2
	食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
農地を農地以外のものにする場合		☐	別表 3、別表 7－1
農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合		☐	別表 3、別表 7－2
集約酪農地域の区域内で施設を整備する場合		☐	別表 3
補助金等交付財産の目的外使用をする場合		☐	別表 8
投資促進税制を活用し設備等を導入する場合		☐	別表 2

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

(別表 2)

特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～エ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：畜産経営環境調和推進資金

ウ：食品流通改善資金

エ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

(別表 3)

特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
5 農地法の特例措置を必要とする場合には、「農地法の特例」欄に○印を記載するとともに、別表 7 に必要事項を記載の上、これを添付すること。
6 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 9 条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、「施設の用に供する土地」の「所在」に、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

2 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

**農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)**

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
① 設備投資額					
② 運転資金額					
③ 資金調達額合計 (① +②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合は、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型		1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()		
②の合計		
④ 堆肥製造量		
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
⑤ 堆肥販売量		
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注 1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設の整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- ☐ 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- ☐ 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- ☐ その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の種 類				別表2 に記載	別表2に 記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料 (千円) 利用期間 (年～ 年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名 (現物出資の場合のみ)	出資額又は現物取得に 必要な事業費 (千円)
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5－2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：
代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の種類・頭羽数	家畜排せつ物の管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち特定環境負荷低減事業活動 に係る堆肥製造量	t / 年	t / 年
④ 堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち特定環境負荷低減事業活動 に係る堆肥販売量	t / 年	t / 年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に係る堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に係る量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の種 類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 6)

食品等流通合理化事業に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 特定環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック (レ) を付けること (複数選択可)。

【講ずる措置の類型】

- | | |
|---|---|
| ☐ 流通の効率化 (イ) | ☐ 品質管理及び衛生管理の高度化 (ロ) |
| ☐ 情報通信技術その他の技術の利用 (ハ) | ☐ 国内外の需要への対応 (ニ) |
| ☐ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置 (ホ) | |

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始 (開設) 年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

別表2に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表6－1
食品等生産販売提携型施設		別表6－2
卸売市場機能高度化型施設		別表6－3

(別表 6－1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する特定環境負荷低減事業活動を実施する農業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	
計							

注 1 特定環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農業投資

実施者	年度	農業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	

注 1 安定的な取引関係を確立する農業者が、別表 2 に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

- 2 「農業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農業者が実施する、農業用生産施設（種
苗施設、農業用生産機械、農産物貯蔵施設等）の整備、農業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農産物
集出荷施設、農産物調製処理加工施設、農産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農
業関連法人への共同出資又は農業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営
業権等）の取得を記載すること。
- 3 「農業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農業関連法人への共同出資を記載した
場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、
その内容）等を記載すること。

(別表 6 - 2)

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する特定環境負荷低減事業活動を実施する農業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農業者等への伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	
計							

注 1 特定環境負荷低減事業活動により生産された農産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表 2 の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注 1 「施設の種類」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 6－3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施 設 等				研 修 会 等			
		施設等 名 称	整備する施設等の 規模・能力等(㎡等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号	回数 (回)	人員 (人)	研修 内容等	事業費 (千円)
	別表 2 に記載			別表 2 に記載					
	別表 2 に記載			別表 2 に記載					
	別表 2 に記載			別表 2 に記載					
計									

注 1 「施設等」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、3 の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3 の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営 業 権 等			施 設 等			
		営業権・ 出資の別	内 容 等	事業費 (千円)	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等(㎡等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に 記載						別表 2 に記載	
	別表 2 に 記載						別表 2 に記載	
	別表 2 に 記載						別表 2 に記載	
	別表 2 に 記載						別表 2 に記載	
計								

注 1 「営業権等」の欄は、4 の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載する

(別表 7 - 1)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 1 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名	住 所			
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計	筆	m ²	(田	m ² 、畑
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

注 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 と整合性を図ること。）

(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者があつた場合にあっては、その同意があつたことを証する書面

(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(7) その他参考となるべき書類

(別表 7 - 2)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 2 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏 名	住 所		職 業	
	譲 受 人					
	譲 渡 人					
2 施設の種類						
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		
				権利の種類及び内容	権利者の氏名	
4 権利を設定し、また は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・ 移転の別		権利の設定 ・ 移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在		地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	
	計		筆	m ² (田	m ² 、畑	m ²)
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで				
		施設の種類		棟数	建築面積	所要面積
	土地造成					m ²
	建築物				m ²	
	小 計					
	工作物					
	小 計					
	計					
7 転用することによ って生ずる付近の 農地又は採草放牧 地、作物等の被害の 防除施設の概要						
8 その他参考とな るべき事項						

- 注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。
 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表7-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第30条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。

別記様式第 3－1 号（法第 19 条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する内容
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）食品等流通改善事業に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- ☐ （別表 6－2）食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- ☐ （別表 6－3）食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

別記様式第 3－2 号【団体用】（法第 19 条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

団 体 名
住 所
代表者氏名
担当者氏名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する内容
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）食品等流通改善事業に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- ☐ （別表 6－2）食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- ☐ （別表 6－3）食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

別記様式第4号（法第21条関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表2）特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表3）特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表4）農業改良措置に関する事項
- ☐ （別表5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表6）食品等流通改善事業に関する事項
- ☐ （別表6－1）食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- ☐ （別表6－2）食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- ☐ （別表6－3）食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）
- ☐ （別表7－1）農地法第4条第1項の特例措置の申請
- ☐ （別表7－2）農地法第5条第1項の特例措置の申請
- ☐ （別表8）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請

別記様式第5号（法第19条第5項関係）

番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項の規定に基づき、認定をします。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

市町長 様

愛媛県知事

環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

このことについて、次のとおり認定しましたので通知します。

(備考)

別添として、認定通知書の写しを添付する。

別記様式第 7 号（法第 21 条第 5 項関係）

番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項の規定に基づく農林水産大臣、〇〇市町村長の同意を得た上で、同条第 5 項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第 21 条第 4 項第 1 号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第 28 条第 1 項の規定により、農地法第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※ 1）

記

1 農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第21条第4項第1号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第28条第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされます。（※2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第21条第4項第2号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、同法第30条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。（※3）

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

（備考）

- 1 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、環境と調和の

とれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。

- 2 ※ 1 二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※ 2 波線部分は、同法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 ※ 3 破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。

別記様式第 8 号（法第 21 条第 18 項関係）

番 号
年 月 日

市町長 様

愛媛県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

令和 年 月 日付け第 号で意見を聴取したこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 18 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

別記様式第9号（法第21条第19項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 様

愛媛県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

貴殿から令和 年 月 日付け第 号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第19項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

別記様式第 10 号（法第 19 条第 5 項、法第 21 条第 5 項関係）

番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 11-1 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

申請者
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 4 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 5 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 12-1 号）を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 11-2 号【団体用】（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

団 体 名
住 所
代表者氏名
担当者氏名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 12-2 号）を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 12-1 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

愛媛県知事

申請者（代表者）

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、令和 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

作物名	実施内容等		資材の使用量等		実施状況 (A～C)
			計画	実績	
	生産 方式 の 内 容				
	収量				
	取組面積				

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 畜産業の場合は、「作物名」「収量」「取組面積」を、「畜種」「生産量」「飼養頭羽数」に書き換えて記載すること。
- 3 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：計画どおり実施できていない（計画の8割未満）
※Cの場合は2に理由と今後の対策を記載すること。

2 計画どおり実施できていない理由及び改善対策（実施状況が C の場合）

実施できていない項目	理由	改善対策

3 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
 3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 12－2 号【団体用】（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

変更前の環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

愛媛県知事

団 体 名
住 所
代表者氏名
担当者氏名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、令和 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

作物名	実施内容等		資材の使用量等		実施状況 (A～C)
			計画	実績	
	生産 方式 の 内 容				
	取組面積				

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 畜産業の場合は、「作物名」を、「畜種」に書き換えて記載すること。
- 3 資材の使用量等の計画欄には団体目標の使用量、実績は団体内各申請者の平均的な使用実績量を記載すること。
- 4 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B:概ね計画どおり実施できた
C：計画どおり実施できていない（計画の8割未満）
- ※Cの場合や目標への取組が進んでいない申請者がいる場合は、2に理由と今後の対策を記載すること。

- 2 計画どおり実施できていない理由及び改善対策（実施状況が C の場合）
（実施状況が C の場合や、目標への取組が進んでいない申請者がいる場合）

実施できていない項目	理由	改善対策

- 3 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 13-1 号（法第 20 条第 2 項、法第 22 条第 2 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

愛媛県知事

申請者
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 13-2 号（法第 20 条第 2 項、法第 22 条第 2 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

愛媛県知事

団 体 名
住 所
代表者氏名
担当者氏名

令和 年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 14 号（法第 20 条第 3 項、法第 22 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、令和 年 月 日付け第 号により認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

別記様式第 15-1 号（法第 46 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

愛媛県知事

申請者（代表者）

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり令和 年度の実施状況を報告します。

1 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

作物名	実施内容等		資材の使用量等		実施状況 (A～C)
			計画	実績	
	生産 方式 の 内 容				
	収量				
	取組面積				

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 畜産業の場合は、「作物名」「収量」「取組面積」を、「畜種」「生産量」「飼養頭羽数」に書き換えて記載すること。
- 3 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画どおり実施できた
C：計画どおり実施できていない（計画の8割未満）
※Cの場合は2に理由と今後の対策を記載すること。

2 計画どおり実施できていない理由及び改善対策（実施状況が C の場合）

実施していない項目	理由	改善対策

3 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
○年	月	①					
	月	②					
	小計						
○年	月	③					
	月	④					
	小計						
合計							

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 複数の機械等と一体として導入する建物等がある場合には、当該建物等の額は重複して計上せず、もっとも額の大きい機器等と一体として計上すること。

別記様式第 15-2 号【団体用】（法第 46 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

愛媛県知事

団 体 名
住 所
代表者氏名
担当者氏名

令和 年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり令和 年度の実施状況を報告します。

1 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

作物名	実施内容等		資材の使用量等		実施状況 (A～C)
			計画	実績	
	生産 方式 の 内 容				

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 畜産業の場合は、「作物名」を、「畜種」に書き換えて記載すること。
- 3 資材の使用量等の計画欄には団体目標の使用量、実績は団体内各申請者の平均的な使用実績量を記載すること。
- 4 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画どおり実施できた
C：計画どおり実施できていない（計画の8割未満）
- ※Cの場合や目標への取組が進んでいない申請者がいる場合は、2に理由と今後の対策を記載すること。

2 計画どおり実施できていない項目や理由及び改善対策

(実施状況が C の場合や、目標への取組が進んでいない申請者がいる場合)

実施できていない項目	理 由	改善対策

3 令和 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
○年	月	①					
	月	②					
	小計						
○年	月	③					
	月	④					
	小計						
合計							

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 複数の機械等と一体として導入する建物等がある場合には、当該建物等の額は重複して計上せず、もっとも額の大きい機器等と一体として計上すること。

(参考様式1) 化学肥料低減技術の内容

【現 状】

使用資材名	施用量	窒素成分	総窒素量	窒素成分の 有機割合	化学合成窒素の 割合	化学合成窒素 成分量	備考
	(A) kg/10a	(B) %	(A×B/100=C) kgN/10a	(D) %	(100-D=E) %	(C×E/100) kgN/10a	
合計							

【目 標】

使用資材名	施用量	窒素成分	総窒素量	窒素成分の 有機割合	化学合成窒素の 割合	化学合成窒素 成分量	備考
	(A) kg/10a	(B) %	(A×B/100=C) kgN/10a	(D) %	(100-D=E) %	(C×E/100) kgN/10a	
合計							

(参考様式2) 化学農薬低減技術の内容

【現 状】

資材名	化学農薬成分数(A) 成分	使用回数 (B) 回数	化学農薬成分 使用回数 (A×B) 回数	備考
合計				

【目 標】

資材名	化学農薬成分数(A) 成分	使用回数 (B) 回数	化学農薬成分 使用回数 (A×B) 回数	備考
合計				

別記様式第 16 号

実施計画に関する内容確認書

年 月 日

愛媛県知事 様

地方局長

1 申請者等について

住 所 (又は主たる事務所の 所在地)	
ふりがな 氏 名 (法人その他の団体の場合 はその代表者の氏名)	
活動状況等	

2 実施計画について

※別紙 1「環境負荷低減事業活動実施計画」判定表または、別紙 2「特定環境負荷低減事業活動実施計画」判定表を添付のこと

3 認定者として期待される効果

(別紙 1)

「環境負荷低減事業活動実施計画」 判定表

項 目	判 定 ※該当箇所を○で囲む
ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能であること。	適 否
イ 実施しようとする環境負荷低減事業活動が、愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等の指針に則した内容になっていること。	適 否
ウ 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。	適 否
エ 環境負荷低減事業活動に取り組もうとする作物毎に、その環境負荷低減事業活動による作付面積が、その作物の作付面積全体の概ね 2 分の 1 以上であるなど、農業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。	適 否
オ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。	適 否
カ 導入する設備等が目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。	適 否
キ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。	適 否
ク 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。	適 否
ケ 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。	適 否
コ 法第 23 条から 27 条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。	適 否
サ 環境負荷低減事業活動に取り組む作物を栽培するほ場の土壌診断結果が添付されていること（活動類型 a、h）。	適 否
シ 環境負荷低減事業活動に取り組む作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）が添付されていること。	適 否

(別紙2)

「特定環境負荷低減事業活動実施計画」判定表

項 目	判 定 ※該当箇所を○で囲む
ア 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能であること。	適 否
イ 実施しようとする特定環境負荷低減事業活動が、愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等の指針に則した内容になっていること。	適 否
ウ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。	適 否
エ 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。	適 否
オ 特定環境負荷低減事業活動に取り組もうとする作物毎に、その特定環境負荷低減事業活動による作付面積が、その作物の作付面積全体の概ね2分の1以上であるなど、農業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。	適 否
カ 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。	適 否
キ 導入する設備等が目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。	適 否
ク 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。	適 否
ケ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。	適 否
コ 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。	適 否
サ 法第23条から30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。	適 否
シ 特定環境負荷低減事業活動に取り組む作物を栽培するほ場の土壌診断結果が添付されていること（活動類型a、h）。	適 否
ス 特定環境負荷低減事業活動に取り組む作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）が添付されていること。	適 否

み ど り 認 定 書

住 所

氏 名

年 月 付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 5 項の規定に基づき、認定をします。

記

1 認定取組内容 ※2

2 目標年度

3 認定番号 e.f.g

年 月 日

愛媛県知事



※1 認定書発行の際には、「別記様式第 17 号」は印字しない

※2 認定取組内容には、「第○活動」と、認定した第 1～3 号活動を記載する。

- ・第 1 号活動の認定の場合は認定作物についても記載
- ・第 2～3 号活動の認定の場合は、「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」の「環境負荷低減事業活動（第 2・3 号活動）の内容」の取組例にある内容を記載

みどり認定書再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

氏名

年 月 日付けで認定のあった認定書の再交付を受けたいので、愛媛県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領第 5 の 4 規定により申請します。

記

1 認定番号

2 再交付理由

(別紙 団体規定)

愛媛県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領第3の1で規定する団体の基準は、農業者が主たる構成員であり、かつ、次の3項目のいずれかを満たすものとする。

- 1 農業協同組合、農業協同組合連合会等、またその生産部会等
- 2 構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約がある
団体
- 3 その他知事が適当と認める団体